



お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム  
において基調講演を行う後藤田政務官  
→内容は次号(第38号)掲載予定 (12月17日)



中小企業金融円滑化会議において挨拶する  
与謝野大臣

(12月13日)

## 目次

### 【トピックス】

- 銀行窓販に関する保険法令解釈事例集の公表について…………… 2
- 損害保険会社の付随的な保険金の支払漏れに係る調査結果について…………… 2
- 半期報告書の作成・提出に際しての留意事項について…………… 5
- 平成17年3月期に係る有価証券報告書の重点審査結果について…………… 6
- 主要行の平成17年度中間決算について《速報ベース》…………… 8
- バーゼルⅡ第二の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)の実施方針について…………… 8

### 【法令解説】

- 証券取引法等の一部を改正する法律の12月施行に伴う政府令の概要…………… 12

### 【金融便利帳】

- 今月のキーワード:「課徴金制度」、「審判手続」…………… 14

### 【金融ここが聞きたい!】…………… 16

### 【お知らせ】

- 未公開株購入の勧誘に対する注意喚起文のホームページの掲載について…………… 18
- お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム in 千葉の開催について…………… 19
- 大臣・副大臣・政務官への質問募集中…………… 20
- 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内…………… 20

### 【11月の主な報道発表等】…………… 21

## 【トピックス】

### 銀行窓販に関する保険法令解釈事例集の公表について

銀行等による保険販売（銀行窓販）については、平成9年6月の金融審議会報告「保険業法の在り方の見直しについて」を踏まえ、平成13年4月から段階的に見直し（販売できる保険商品の拡大等）が行われてきており、この度、平成19年12月の全面解禁を展望しつつ、保険業法施行規則等の改正（平成17年7月8日公布、同年12月22日施行）が行われました。

※ 当該施行規則等の改正の概要については、[「アクセスFSA」第32号](#)に掲載されていますので、こちらもアクセスしてください。

当該施行規則等の改正を受けて、銀行等において保険募集の体制・整備が進められるなか、法令等の解釈が必要な事例が生じてきており、その中から特に関係者に周知する必要性が高いと認められた事例について、今般、[「銀行窓販に関する法令解釈事例集」](#)として公表することとしました。

まずは4つの事例を取り上げましたが、今後も公表の必要があると認められた事例については、随時追加していくことを考えています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「銀行窓販に関する保険法令解釈事例集の公表について」（平成17年11月28日）](#)にアクセスしてください。

### 損害保険会社の付随的な保険金の支払漏れに係る調査結果について

#### 1. 報告徴求の概要

適切な保険金支払を行っていくことは、保険会社として損害保険事業を運営していく上で必要不可欠なものです。しかしながら、先般、損害保険各社において、臨時費用保険金等を中心とする付随的な保険金の支払漏れが多数判明し、損害保険事業の信頼を損なう事象が発生しました。

（注）付随的な保険金の支払漏れとは、保険事故が発生し、主たる保険金の支払いは行われているにもかかわらず、臨時費用保険金等の付随的な保険金（見舞金、香典、代車費用等）について、契約者から請求が無かったため、本来支払われていなければならないものを支払っていなかった場合を言います。

このような事態を踏まえ、9月30日に、全ての損害保険会社（48社）に対し、

- ① 過去3年間（平成14年4月から17年6月）において、保険金支払事由が発生した事案における付随的な保険金の支払漏れの件数及びその支払完了状況
- ② 保険金等支払管理態勢のあり方も含め、付随的な保険金の支払漏れが発生した原因分析
- ③ 発生原因分析を踏まえた再発防止策

について、保険業法に基づき10月14日を期限として、その結果について報告を求めたところです。

#### 2. 付随的な保険金の支払漏れに係る調査の結果

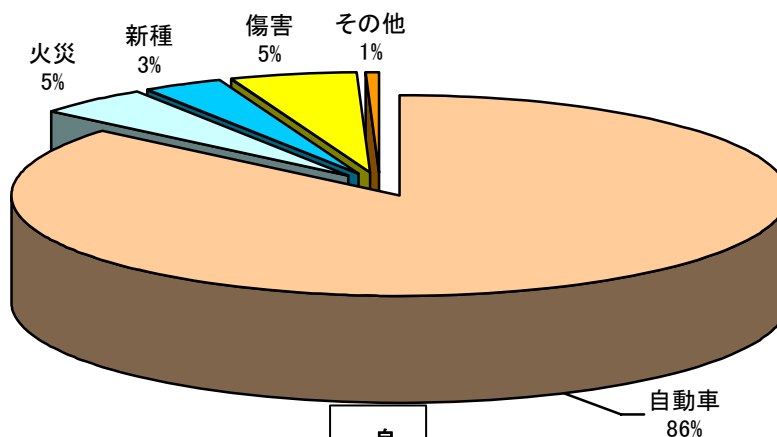
##### （1）付随的な保険金の支払漏れ件数・金額及び支払状況

全ての損害保険会社48社のうち26社において、付随的な保険金について支払漏れが発生しており、支払漏れ件数は総計で18万614件、金額は約84億3百万円にのぼります。また、一件当たりの平均金額は4万6千円でした。

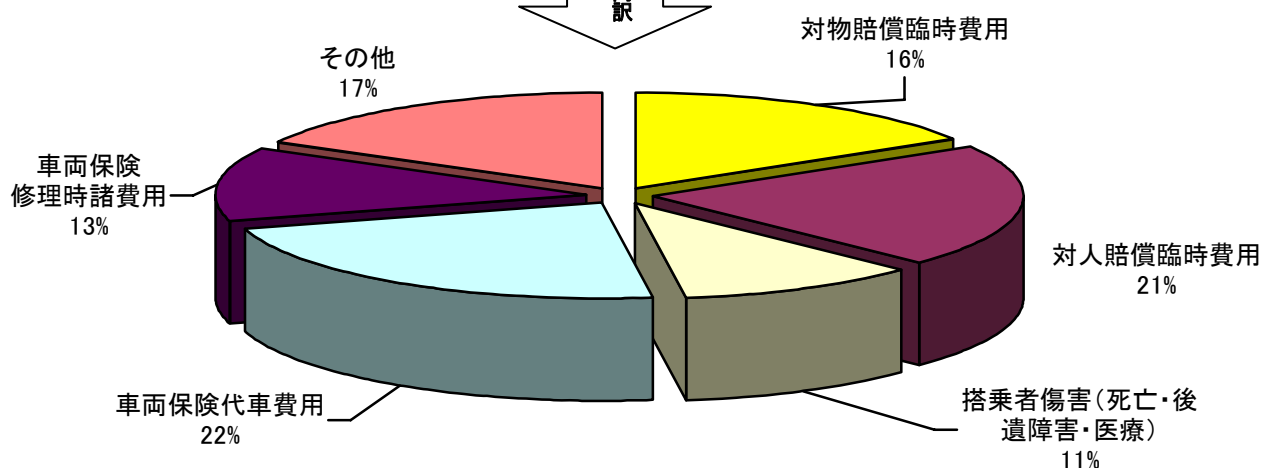
なお、付随的な保険金の支払漏れがないとの報告を受けた 22 社は、付随的な保険金をそもそも取扱ってない、あるいは取扱っている場合でも取扱件数が少数にとどまっている会社です。

支払漏れ発生件数で見ると、グラフ 1 のとおり、約 9 割が自動車保険の臨時費用保険金等に関するものとなっています。

【グラフ 1：保険種類別の発生件数の状況】



【グラフ 2：自動車の内訳】



【参考】

◆ 相手への賠償 ◆

「対物賠償臨時費用」：他人の財物に損害を与えた場合、相手方へのお詫びの際の菓子折り代等の為に支払われる保険金。

「対人賠償臨時費用」：他人を死傷させた場合に、相手方へのお詫び等の為に支払われる保険金。

◆ 契約者の補償 ◆

「搭乗者傷害保険金」：乗員（運転者及び同乗者）が死傷した場合に、死傷の程度に応じて定額又は定率で支払われる保険金。

「車両保険代車費用」：車の修理時等に、代替の車両を使用した費用や他の交通手段の利用等に要した費用の為に支払われる保険金。

「車両保険修理時諸費用」：主契約の復旧修理分でカバーされていない、例えば、事故にともなう現場清掃や近隣へのお詫び等の為に支払われる保険金。

## (2) 付随的な保険金の支払漏れが発生した態勢面の問題

付随的な保険金の支払漏れが判明した損害保険会社においては、以下のような問題点が認められました。

### ① 商品開発時の社内連携の問題

- 商品開発部門と関連部門が商品発売・改定前に協議する際、商品内容の理解の徹底、システム対応等、支払体制の事前準備が不十分。
- 関連部門間の商品開発に係る協議事項や新商品の開発・販売に係るスケジュール等についてルール化がされていない。

### ② 顧客に対する周知の徹底の不足

- 主たる保険金に加えてどのような保険金が付随しているのかについて、商品の説明・案内を十分に行っていない。
- 主たる保険金に加えて、付随的な保険金支払の事由が生じた時に、保険金請求についての説明・案内が明確でない。

### ③ 支払部門における問題

- 損害額の認定や示談交渉等主たる保険金の支払に関連する事務を担当者の注意が集中し、保険契約の内容や契約者からの保険金請求の確認及び案内が不十分。
- 付随的な保険金の支払漏れ防止の観点から支払部門における管理者等が行う二次的なチェック体制が不十分。
- 査定マニュアル等の内容が体系的・網羅的でない。
- 事故が発生すれば、実際に費用が生じているか否かに拘らず、一定額の臨時費用保険金が支払われる約款内容となっていたが、典型的な損害保険金の支払と同様に、実際に臨時費用が生じていなければ、支払要件を満たさない、という誤解があった。
- 同一事故においても人身傷害、搭乗者傷害、自損事故の各保険金項目を異なる職員が担当する場合において、職員間の相互連携がなかった。また一方で、一人の担当者が付保されている全保険金項目を担当する場合であっても、示談等の事務が発生する対人賠償等を含む保険金の事故登録だけ行って、搭乗者傷害の事故登録を失念していた。

### ④ システムの問題

- 保険内容と事故内容が照合できるシステム、支払漏れ時にはアラームが作動するシステムなど支払漏れをチェック・防止したり、支払を促すようなシステム対応が不十分。
- 保険金の項目によっては、システム上のチェックが行われる体制となっておらず、専ら人的なチェックに頼っている。

### ⑤ 点検・内部監査等の問題

- 付随的な保険金の支払漏れ防止の観点からの点検・監査項目が欠如。
- 点検・監査結果の経営陣への報告が不十分。
- 一部の項目の保険金で支払漏れ等が判明しても、他の項目の保険金も同様の支払漏れがないかどうかの点検を十分に行っていない。

## (3) 各社が講じようとしている再発防止策

各社においては、上記のような発生原因分析を踏まえ、各社とも以下のような再発防止策を講じようとしております。

### ① 商品開発時の担当横断的な体制の構築

- 商品開発時における支払漏れを防止する為の検討項目や関連部門との連携等を図る為の商品開発の進捗管理ルール等を規定。

### ② 支払事務にかかる手続き・書式等の見直し

- 支払管理者及び担当者が使う査定マニュアルや支払内容確認のチェックシートに付随的な保険金項目を新たに追加し、注意を喚起する等の見直し。

### ③ 研修等の実施

- 付随的な保険金の支払漏れ防止に関する研修を、支払部門を中心とした職員に対して実施。

### ④ システム対応

- 付随的な保険金の支払漏れに対する警告表示機能を追加。

### ⑤ 事後点検の項目追加・定期化

- ・ 業務点検・内部監査を実施する際の検証項目に付随的な保険金の支払態勢を追加。

以上のような再発防止策に加え、次のような防止策を講じようとしている会社もみられます。

- ・ 商品開発時の担当横断的な体制の構築については、商品開発にあたり、保険金支払実務や品質管理の観点から検討を行う為に、損害サービス部門、商品開発部門、システム部門等の役員等からなる専門組織を設置。
- ・ 顧客に対する周知徹底を図るため、顧客と保険会社間で支払保険金の内容がチェックできるようにするため、保険金請求書の記載内容の見直し。
- ・ 知識の定着を検証する確認テストを支払部門を中心とした職員に対して実施。
- ・ システム対応については、付随的な保険金の支払要否等の確認無しには支払業務が終わらない機能を導入。
- ・ 支払漏れの可能性がある案件をリストアップし、支払漏れがないか定期的な業務点検・内部監査を実施。

### 3. 金融庁の対応

金融庁としては、今回の支払漏れの発生原因は、個別事案の処理に関するものに留まらず、付随的な保険金にかかる商品開発から支払管理に至る態勢の不備に基づくものであり、経営管理（ガバナンス）態勢や内部管理態勢の欠陥といった構造的な問題に起因するものと認められることから、11月25日に支払漏れが発生した26社に対して、保険業法第132条第1項等の規定に基づき以下の点について[業務改善命令を発出](#)しました。

- (1) 経営管理（ガバナンス）態勢の改善・強化
- (2) 顧客に対する説明態勢の見直し・整備
- (3) 商品開発態勢の見直し・整備
- (4) 支払管理態勢の検証・見直し 等

また、付随的な保険金の支払漏れがないとの報告を受けた22社に対しても、保険金の支払に関して、同様の態勢面の見直し・整備について、要請を行いました。

### 4. 金融庁における今後の対応

金融庁としては、これまでの生命保険会社、損害保険会社に対する報告徴求により把握した保険金支払に係る問題点を踏まえ、今後とも、検査・監督を通じて各社における保険金等支払管理態勢の改善・整備を促していくとともに、保険金等の不適切な不払い、付随的な保険金の支払漏れという重大な問題を招いた原因の分析結果を踏まえ、保険会社向けの総合的な監督指針の改訂を含めた方策を検討していきます。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「損害保険会社の付随的な保険金の支払漏れに係る調査結果について\(平成17年11月25日\)」](#)にアクセスしてください。

## 半期報告書の作成・提出に際しての留意事項について

平成17年9月中間決算会社の半期報告書を念頭において、新たに開示する必要が生じた事項を中心に、半期報告書の作成に当たり留意すべき事項について集約・整理しました。

該当企業にあつては、内容を十分理解のうえ半期報告書を作成し、各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局へ提出願います。

### 1. 固定資産の減損会計の適用について

固定資産の減損会計の適用については、既に早期に適用している会社もありますが、平成 17 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から全ての提出会社に適用になりました。

### 2. 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正について

平成 16 年 12 月 24 日に金融庁が公表した「[ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応\(第二弾\)について](#)」に盛り込まれた制度改正に関する事項に関して、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正(平成 17 年 3 月 31 日内閣府令第 34 号)により、半期報告書の記載上の注意の明確化がされました。

### 3. 添付書類(代表者による適正性の確認)について

代表者による適正性の確認については、平成 14 年 12 月 16 日の[金融審議会第一部会報告](#)において、「市場において、有価証券報告書等の適正性の一層の確保に向けた経営者の姿勢を自らの判断において明確に示すことにより、投資家などによる信認の向上が図られ、ひいては、市場への信頼を高めることとなるものと考えられる。この観点から、有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する代表者の確認を求めることが適切である。」とされたことを受け、制度の整備が図られたものです。

この確認書の提出については任意のものとなっていますが、経営者自らが市場における信頼性の向上を積極的に図っていくためにも、この制度の一層の活用をお願いします。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「市場の信頼性確保」から[「半期報告書の作成・提出に際しての留意事項」\(平成 17 年 11 月 25 日\)](#)にアクセスしてください。

## 平成 17 年 3 月期に係る有価証券報告書の重点審査結果について

### 1. 重点審査の概要

重点審査については、各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局(以下、財務局等という。)にて、決算期が集中する 3 月期決算会社を対象とし、開示上重要と思われる事項について、有価証券報告書提出会社から有価証券報告書及び半期報告書の提出に合わせて「調査票」を提出して頂き、これを基に審査を実施してきています。

今回は、平成 17 年 3 月期に係る有価証券報告書(平成 17 年 6 月末提出期限)を提出した全国 3,335 社を対象として、

- ①「コーポレート・ガバナンスの状況」
- ②「提出会社の親会社等の情報」

の 2 項目の開示状況について各開示企業を所管する財務局等にて重点審査を実施しました。

### 2. 審査結果の概要

財務局等において審査を行った結果、記載内容が不適切と認められた事項がある先に対し、訂正を求め、167 社から訂正報告書が提出されました。

重点審査を行った結果認められた、記載内容が不適切な主な事例は以下のとおりです。



(1) コーポレート・ガバナンスの状況

項目	内容
①	内部監査や監査役監査の組織があるが、その記載がないもの
	内部監査や監査役監査の組織は記載されているが、その人員が記載されていないものや、監査の手続が記載されていないもの
	内部監査、監査役監査及び会計監査において、必要に応じ連携を行っているが、その相互連携について記載がないもの
②	人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係のある社外取締役及び社外監査役がいるにもかかわらず、その記載がないもの
③	業務を執行した公認会計士の氏名や所属する監査法人名について記載がないもの
	監査証明を個人会計士が行っている場合で、審査体制について記載がないもの
	監査業務に係る補助者がいるにもかかわらず、その記載がないもの
	監査関連業務を連続して7年を超えて行っている会計監査人がいるにもかかわらず、その監査年数の記載がないもの

(2) 提出会社の親会社等の情報について

①	「提出会社の親会社等の情報」そのものの記載がないもの
⑤	親会社等が上場している場合にはその取引所名を記載することとされているが、その記載がないもの

### 3. おわりに

今回の重点審査では、「コーポレート・ガバナンスの状況」及び「提出会社の親会社等の情報」の開示項目のうち、記載事項の一部が記載漏れとなっているなど不適切な事例が多数認められました。有価証券報告書の提出にあたっては、投資者保護の観点から、有用な投資判断材料として法令上開示が求められている趣旨を理解頂き、記載上の注意を十分確認の上、該当する事項について適切に開示を行うことをお願いします。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「市場の信頼性確保」から[「平成17年3月期に係る有価証券報告書の重点審査結果について」\(平成17年11月25日\)](#)にアクセスしてください。

## 主要行の平成 17 年度中間決算について《速報ベース》

主要行の平成 17 年度中間決算発表を受けて、金融庁では、各行の発表した計数等を集計し、11 月 24 日に公表しました。

以下、主要行の平成 17 年度中間決算の概要について説明します。

### 1. 損益の状況

実質業務純益は、全体で、16 年 9 月期（1.8 兆円）と同レベルの 2.0 兆円となりました。

また、今中間決算においては、主要行全体の当期利益が 1.6 兆円となり、大幅な増益となると同時に、全ての主要行で黒字計上となりました。これは、不良債権処分損について、貸出金償却や貸倒引当金繰入れが減少する一方、貸倒引当金戻入れが増加し、16 年 9 月期（▲1.1 兆円）から益に転じて、0.2 兆円となったという特殊要因が大きく寄与していると考えられます。

### 2. 自己資本比率の状況について

主要行の自己資本比率（単体加重平均ベース）は、11.6%となり、17 年 3 月期の 11.6%から横ばいとなりました。

### 3. 不良債権の状況について

不良債権（金融再生法開示債権）残高は、全体で 6.1 兆円となり、17 年 3 月期（7.4 兆円）と比べ 1.3 兆円減少しました。

不良債権比率は、2.4%と 17 年 3 月期（2.9%）に比べ 0.5%ポイント程度低下しました。また、全ての主要行で不良債権比率は低下しており、各行の資産の健全化が、引き続き着実に図られていると考えられます。

※ 主要行の平成 17 年度中間決算の計数等については、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[「主要行の平成 17 年度中間決算について《速報ベース》」（平成 17 年 11 月 24 日）](#)」にアクセスしてください。

## バーゼルⅡ 第二の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）の 実施方針について

金融庁は、2007 年 3 月末から開始されるバーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の枠組みの一環として、「第二の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）」にかかる実施方針を公表しました。

### 1. バーゼルⅡ「第二の柱」とは

バーゼルⅡにおいては、「第一の柱（最低所要自己資本比率）」とは別に、「第二の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）」として、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取り組みを期待すること、また当局は、各金融機関が自発的に創意工夫をしたリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずること等が求められています。

（参考）バーゼル銀行監督委員会の最終報告書『自己資本の測定と基準に関する国際的統一化～改訂された枠組』（2004 年 6 月）においては、バーゼルⅡ 第二の柱に関し、以下の四つの主要原則が定められています。

原則 1：銀行は、自行のリスク・プロファイルに照らした全体的な自己資本充実度を評価するプロセス



と、自己資本水準の維持のための戦略を有するべきである。

原則 2：監督当局は、銀行が規制上の自己資本比率を満たしているかどうかを自らモニター・検証する能力があるかどうかを検証し評価することに加え、銀行の自己資本充実度についての内部的な評価や戦略を検証し評価すべきである。監督当局はこのプロセスの結果に満足できない場合、適切な監督上の措置を講ずるべきである。

原則 3：監督当局は、銀行が最低所要自己資本比率以上の水準で活動することを期待すべきであり、最低水準を超える自己資本を保有することを要求する能力を有しているべきである。

原則 4：監督当局は、銀行の自己資本がそのリスク・プロファイルに見合っ必要とされる最低水準以下に低下することを防止するために早期に介入することを目指すべきであり、自己資本が維持されない、あるいは回復されない場合には早急な改善措置を求めるべきである。

バーゼルⅡ第二の柱に関する金融庁の対応は、

- (1) 監督上の着眼点を示した上で金融機関による統合的なリスク管理に向けた取組みを促進（上記参考・原則 1 への対応）
- (2) 統合的なリスク管理態勢を検証（原則 2 への対応）
- (3) 個々のリスクについて早期警戒線を設定（原則 3, 4 への対応）

という三段構えの監督の実施により実現することとしています。

バーゼルⅡ第二の柱を踏まえた金融行政の最終的な目標は、各金融機関がその規模やリスク・プロファイル等を考慮に入れつつ、自発的にリスク管理の高度化を図ることにより健全性を維持・向上することです。後述するバーゼルⅡ第三の柱（市場規律）に向けた取組み等と併せてこうした取組みを促すことは、自己責任原則と市場規律を基軸とし、監督当局はこれらを補完するものとして機能するという我が国金融監督の原則にも整合的であると考えられます。

## 2. 第一の柱（最低所要自己資本比率）との関係

バーゼルⅡは、金融機関の健全性についての重要な指標である自己資本比率の計算方法の精緻化を求める第一の柱、金融機関の自己管理型のリスク管理の促進と当局による検証を求める第二の柱、及び市場規律の強化を求める第三の柱から構成され、それぞれが金融機関の健全性確保の目的に向け相互補完的な役割を果たすものです。

このうち、第一の柱については、現行の自己資本比率規制（バーゼルⅠ）の持つ限界や問題点を改善すべく、リスク計測の精緻化やリスク管理の高度化への対応を図るものです。

（注）新しい自己資本比率規制に係る告示案は金融庁から二度①（平成 16 年 10 月 28 日）、②（平成 17 年 3 月 31 日）にわたりパブリック・コメントに付されています。

第二の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）は、金融機関自らその業務の規模やリスク・プロファイル等に応じて、第一の柱の算式に含まれないリスクも含めた、より幅広い多様なリスクを総体として把握・管理するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取り組みを期待し、当局の対応としても、こうした金融機関の自発的な取り組みを最大限尊重しつつ、検証・評価を行い、必要に応じてヒアリング・報告徴求等の適切な監督上の措置を求めることにより、第一の柱を補完し、金融機関によりの確な自己管理型のリスク管理を促そうとするものです。

## 3. 統合的なリスク管理態勢の評価

こうしたバーゼルⅡ第二の柱についての認識に基づき、まずは金融庁における監督事務の基本的考え方等を整理し公表している「監督指針」の中に統合的なリスク管理態勢の検証に当たっての着眼点を盛り込み、各金融機関が当該着眼点等を踏まえて、自らの業務の規模やリスク・プロファイル等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う態勢を構築し、リスクに応じた自己資本の充実度を評価するプロセスを構築することを促すこととします。

当局の検証・評価の枠組みとしては、そうした各金融機関の自発的な取り組みを最大限尊重しつつ、以下に示す『統合的なリスク管理態勢の評価』によって、各金融機関の統合的なリスク管理態勢の実効性等について、ヒアリング等を通じて把握・検証・評価することとします。

『統合的なリスク管理態勢の評価』

金融仲介においてリスクテイクは不可欠な一要素であり、金融機関の業務が多様化する中、様々なリスクを総体として把握し、それに対する適切な管理態勢を自発的に整備することは、金融機関の経営にとって益々重要なものとなってきています。金融庁は、従来より金融機関のリスク管理態勢等の検証を行ってきたところであり、当局の役割としては、基本的に、金融機関の自己管理型のリスク管理を前提とし、それを補完するものとして位置付けています。バーゼルⅡ第二の柱の実施に当たっても、金融庁は、そうした考え方に則って、金融機関が第一の柱の算式に含まれないリスクも含めて、リスクの総体を適切に把握・管理しているかどうかを検証することとします。

(参考) バーゼル銀行監督委員会最終報告書によるリスクの例示(リスクをこれに限る趣旨ではありません。)

信用リスク、オペレーショナル・リスク、市場リスク、銀行勘定の金利リスク、流動性リスクその他のリスク(風評リスク、戦略リスク等)

金融機関は、自らの業務の規模、特性、複雑さに応じ、明確なリスク管理方針の下、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的・計量的に把握した上で、こうした総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本を維持していく必要があると考えられます。

(注) ベスト・プラクティス(最先端の手法)としては、各事業部門等のリスク量を可能な限り計量的に把握した上で、各事業部門等に対してそのリスク量に応じた資本を自己資本の範囲内で配賦することによって経営体力の範囲内でリスクを制御するとともに、各事業部門等のリスク調整後の収益という量的指標等を用いて、業務計画や収益計画と関連付けた適切なリスク・リターン管理を行うことが求められます。

こうしたことから、各金融機関が自らの統合的なリスク管理態勢の整備状況及び自己資本の充実度を評価するプロセスを検証するため、先般公表された「主要行等向けの総合的な監督指針」で明らかとなった着眼点等を基本としつつ、「中小・地域金融機関向けの監督指針」の改正を行うこととします。ただし、各金融機関の規模、リスク・プロファイル等に大きな差があることから、規定の画一的な適用とならないよう十分留意し、各金融機関のリスク管理の実態に応じた検証を行っていくことが重要です。その際、各金融機関が想定している内部管理や計量手法を実態に応じて出来るだけ尊重しつつ、必要に応じてリスク管理の高度化を求めていくこととします。

#### 4. 早期警戒制度の活用

こうした金融機関の自己管理をベースとした監督を補完する観点から、個々のリスク等についても、例えば管理態勢の不備等により、結果としてリスクが顕在化し、金融機関の健全性に影響を与えることのないよう、リスクが顕在化する蓋然性が高いと認められる金融機関に対して重点的な把握を行うなどの、当局の関与を実施する枠組みを設定する必要があります。

02年に導入された「早期警戒制度」は、最低所要自己資本比率を上回る(早期是正措置の対象とならない)金融機関に対し、収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクに着目したモニタリングを行い、それぞれについて予め共通の目線で設定した基準に該当することとなった金融機関に対し、ヒアリングや、必要に応じ報告徴求等を実施し、早め早めの経営改善を促す枠組みです。

こうした早期警戒制度の意義、監督手法を踏まえれば、バーゼルⅡ第二の柱への対応として、金融機関による統合的なリスク管理態勢の構築に向けた自発的な取組みを促し、それを当局が検証する一方で、併せてこうした個々のリスク等に関する具体的指標に着目した既存の早期警戒線を活用し、監督を行っていくことが効果的かつ効率的であり、金融機関側の規制対応コストや行政の継続性の観点からも望ましいと考えられます。

更に、バーゼルⅡ第二の柱において特に重要な事項とされている「銀行勘定の金利リスク」及び「信用集中リスク」については、個別に管理する必要性が高いことを踏まえ、早期警戒制度の枠組みの中に組み込み、第二の柱の考え方を反映させることとします。

(注)「銀行勘定の金利リスク」、「信用集中リスク」についての詳細は、[「バーゼルⅡ第2の柱\(金融機関の自己管理と監督上の検証\)の実施方針について」\(平成17年11月22日\)](#)を参照してください。

早期警戒制度の枠組みにおいては、予め設定した基準に該当した金融機関に対して、当局が原因分析、リスク管理の適切性及び改善策についてヒアリングを行い、必要な場合には銀行法第24条に基づく報

告徴求を行うこととなり、また、改善計画を確実に実行する必要があると認められる場合には、銀行法第26条に基づく業務改善命令を実施することとなっています。

こうした枠組みの下では、銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクに関しても、上記の基準に該当する金融機関には、それぞれ「安定性改善措置」又は「信用リスク改善措置」としてヒアリング等の監督上の対応を実施していくこととなりますが、そうした場合であっても、当該金融機関の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではありません。

また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響や中小企業金融の動向等に十分配慮し、改善計画における方法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとします。

なお、本制度の運用開始後、必要と認められる場合には、制度のあり方や運用方法等について、弾力的な見直しを行うこととします。

## 5. 中小・地域金融機関への対応

前述したバーゼルⅡ第二の柱の枠組みは、中小・地域金融機関も対象として含むものであり、金融庁の基本的な対応としては、こうした枠組みによって各金融機関における統合的なリスク管理態勢について検証・評価を行い、併せて「銀行勘定の金利リスク」及び「信用集中リスク」を含む早期警戒制度を活用することとします。

ただし、統合的なリスク管理が本来、大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関において、多様なリスクを総体的に把握・管理することを念頭に置いたものであることを踏まえれば、中小・地域金融機関のうち、規模やリスク・プロファイル等に鑑みて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない機関もあると考えられます。そうした金融機関に対しては、原則として早期警戒制度に基づく対応を基本とし、同制度に基づくヒアリングや報告徴求等を実施する中で、その規模、抱えるリスクに応じ、経営改善のために必要と認められる場合に、望ましい適切なレベルの統合的なリスク管理態勢の構築に向けた取組みを促すこととします。

## 6. 「第三の柱」について

バーゼルⅡにおいては、開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められています。

こうした第三の柱にかかる新規制案（第一の柱の告示案と併せて、我が国における開示事項案を既にパブリック・コメントに付しています。詳しくは前出の金融庁ホームページを参照してください。）においては、バーゼルⅡに準じた開示項目を示すとともに、銀行法等で定める金融機関の情報開示義務を踏まえ、少なくとも年一回（銀行は年二回）はこれらの項目の開示を求めている。更に金融機関の実情に応じて実施してもらうべく半期及び四半期開示についての努力規定を示しています。但し、内部格付手法（信用リスク）または先進的計測手法（オペレーショナル・リスク）を採用する銀行については、半期及び四半期開示も適切に実施する必要があるとあり、各手法の承認要件に盛り込んでいるほか、国際統一基準行もその性格上、同様の取扱いを求めることを予定しています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「バーゼルⅡ第2の柱\(金融機関の自己管理と監督上の検証\)の実施方針について」\(平成17年11月22日\)](#)にアクセスしてください。



## 【法令解説】

このコーナーでは、「証券取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令、継続開示課徴金に関する内閣府令」について、その経緯や内容を詳細に説明します。

### 証券取引法等の一部を改正する法律の12月施行に伴う政府令の概要

先の第162回通常国会において成立した「[証券取引法の一部を改正する法律](#)」（平成17年法律第76号）により、

- ① 外国会社等の英文による企業情報の開示
- ② 上場会社の親会社等に対する情報開示の義務付け
- ③ 継続開示義務違反に対する課徴金制度の導入
- ④ 公開買付制度の見直し

について改正が行われ、17年12月1日の施行に合わせ、所要の政府令の改正を行いました（④については、17年7月施行済）。

主な政府令の改正点は次のとおりです。

#### ① 外国会社等の英文による企業情報の開示（英文開示制度の導入）

- イ 外国会社報告書（外国の有価証券報告書に類似した書類で英文書類であって外国で開示されているもの）及びその補足書類（日本語による補足資料）の提出期限を、事業年後経過後4ヶ月以内とし、また、17年12月1日から適用される「外国会社報告書」の対象として、外国株価指数連動型上場投資信託（いわゆる外国ETF）に係る有価証券報告書等を定めることとしました（証券取引法施行令）。
- ロ 外国会社報告書を提出することができる要件として、有価証券報告書の提出に代えて外国会社報告書を提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合等を定めることとしました。また、当該英文開示制度の導入に伴い、証券会社等に対する有価証券の販売先の投資家への説明義務（英文開示が行われる旨の説明）を規定することとしました（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令、証券会社の行為規制等に関する内閣府令等）。

#### ② 親会社情報の開示制度の導入

- イ 親会社等状況報告書（上場会社等の親会社等の株式の所有者別状況等を開示するもの）の提出を義務付ける親会社等の範囲を、上場会社の議決権の過半数を直接又は間接に所有している者と定めるほか、外国会社等が親会社等である場合の提出期限を、親会社等の事業年度経過後3ヶ月以内とすることとしました（証券取引法施行令）。
- ロ 親会社等状況報告書の様式を定めるとともに、外国において有価証券報告書に類する書類を提出している場合であって、当該書類を本邦において閲覧することができる状態にある会社は、親会社等状況報告書の提出を要しない旨を定めることとしました（企業内容等の開示に関する内閣府令）。

#### ③ 継続開示義務違反に対する課徴金制度の導入

- イ 継続開示課徴金（有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金）について、課徴金額の算定の基準となる株券に準ずる有価証券として投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託の受益証券等を定めるほか、上場又は店頭登録されている算定基準有価証券を発行していない時の課徴金算定基準として、貸借対照表の資産の合計額から負債の額の合計額を控除して得た額と定めることとしました（証券取引法施行令）。
- ロ 継続開示課徴金について、課徴金額の決定に係る審判手続、課徴金額の算定の基礎となる市場価額等の算定方法等を定めることとしました（証券取引法第六章の二第二節の規定による審判手続に関する内閣府令、証券取引法第七十二条の二第一項第二号イに規定する市場価額の総額等を定める内閣府令）。

※ 平成17年10月に実施したパブリックコメントの結果については、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[証券取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）、継続開示課徴金に関する内閣府令（仮）に対するパブリックコメントの結果について](#)」（平成17年11月29日）にアクセスしてください。

## 【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今回のキーワードは「**課徴金制度**」、「**審判手続**」です。

証券市場への参加者の裾野を広げ、個人投資家を含め、誰もが安心して参加できるものとしていくためには、証券市場の公正性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確立することが重要です。このため、**証券市場への信頼を害する違法行為の抑止を図り規制の実効性を確保するために平成17年4月から、行政上の措置として証券取引法上の違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度が導入**されています。

課徴金の対象となる違反行為は、①不正取引（インサイダー取引、相場操縦、風説の流布又は偽計）、②有価証券届出書等の発行開示書類における虚偽記載、③有価証券報告書等の継続開示書類における虚偽記載（③は平成17年12月1日から新たに課徴金の対象となりました。）です。

### 課徴金納付命令までの流れは別紙のとおりです。

証券取引等監視委員会が調査（①）を行い、その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告（②）を行います。これを受け、金融庁長官は審判手続開始決定及び審判官の指定（③・④）を行い、審判官が審判手続（⑤）を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出（⑥）します。金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定（課徴金納付命令）（⑦・⑧）を行います。

**課徴金納付命令は、課徴金制度という新たな制度の運用に慎重を期する観点から、行政審判（審判手続）を経た上で行うこととしています。**

この審判手続は、**原則、3人の審判官からなる合議体により公開**で行われ、事件の調査に関与したことのある者は審判官として当該事件を担当できないこととされているほか、意見聴取や証拠調べの決定等、審判手続上の種々の権限は審判官の固有権限と規定されているなど、審判手続の公正性・中立性を確保するようになっています。

なお、審判手続では、**課徴金納付を命じようとする者（被審人）またはその代理人が、審判期日に出頭し、意見の陳述および各種証拠調べの申立て**（例えば、参考人（裁判でいう「証人」）の審問、鑑定、証拠書類・物件の提出）**を行うことができます**（なお、被審人が第一回審判期日前に、審判手続開始決定書に記載された違反事実と課徴金額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判期日は開かれませんが）。

他方、**行政側からも、金融庁長官の指定した職員（指定職員）が手続に参加し、審判手続において、証拠の申出その他必要な行為をすることができます。**

審判官は、上記のような審判手続を経た後、審判事件についての決定案を作成し、金融庁長官に提出し、金融庁長官は、決定案に基づき、違反事実があると認めるときは課徴金納付命令を行います。

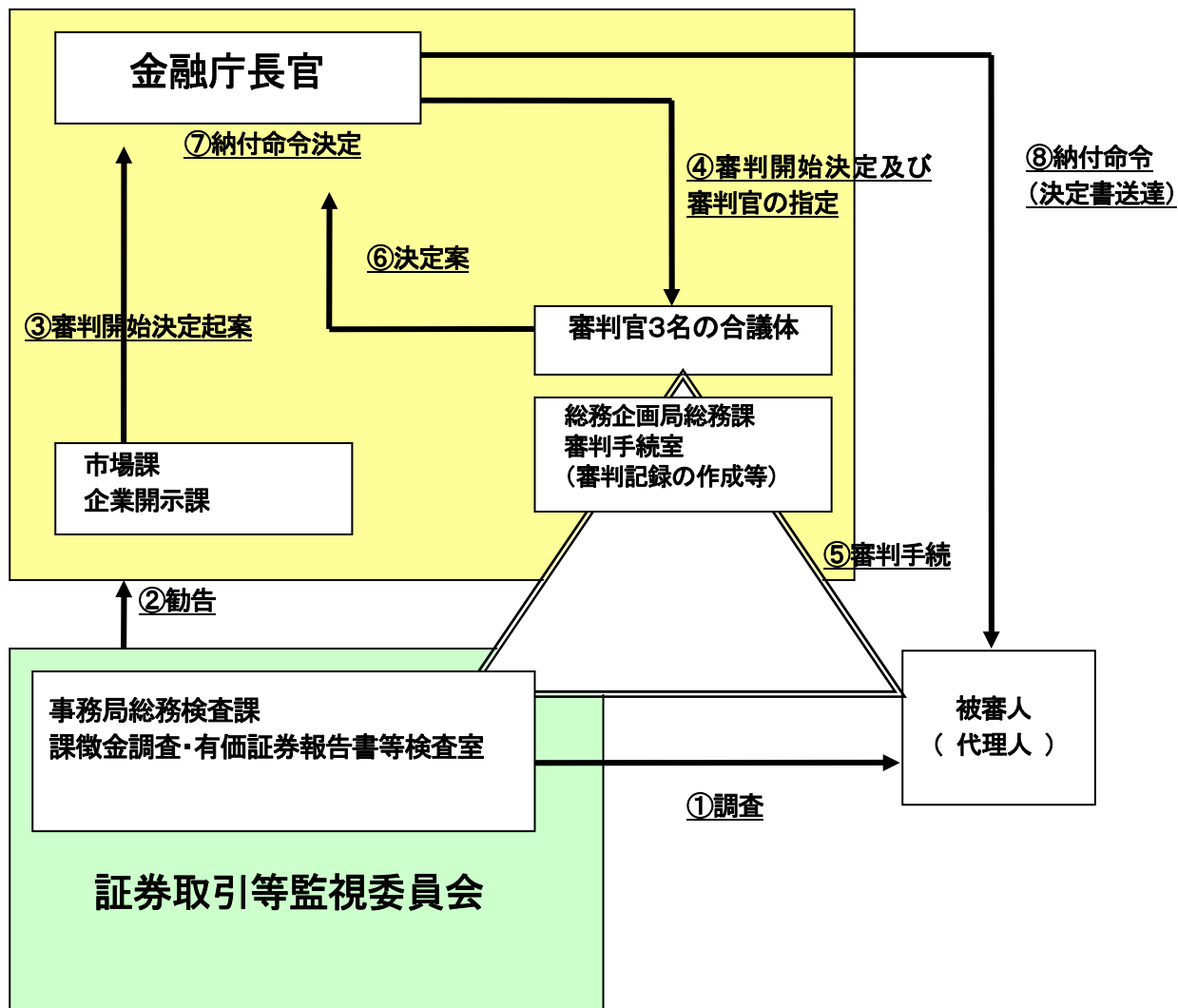
また、これら審判期日において審判官を補佐するとともに、審判記録の作成・管理、被審人や参考人の出頭の確保といった裁判所書記官的な業務を総務企画局総務課審判手続室が行います（課徴金納付命令決定後の納付・徴収事務も担当）。

金融庁では、これら課徴金制度の的確な運用を通じて個人投資家も含め、誰もが安心して参加できる証券市場の確立に向けて努めてまいりたいと考えます。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「金融庁の政策・市場の信頼性確保」から[「課徴金制度」](#)にアクセスしてください。



### 課徴金納付命令までの流れ



## 【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見概要](#)」のコーナーにアクセスしてください。

**Q： 東京証券取引所が、上場企業による黄金株の発行を原則禁止する方向で上場規則の見直しを来年にも行うと聞いていますが、この方針に関して、大臣のお考えをお聞かせください。**

A： 東証は全ての株が取引される場所であって、会社法で認められている幾つかの種類の子株を持っている会社だけを上場させないという話は、会社法で認められていることを東証の上場基準で否定することは、理屈の問題としてはあり得ないのだろうと思っています。

黄金株を急に創設するとか、そういうことで他の株主の権利を害することは、多分許されないだろうと思っています。これは株主のほぼ全ての人が合意した上で作るということであれば別ですけれども、企業の勝手に仮に創設するとすれば、それは他の株主たちの議決権という権利を著しく狭める、あるいは無効にするという効果があって、それは理屈の上では許されないことだと思っています。

ただし、黄金株という会社法上許された企業防衛策を持った会社が新しく上場するときには、それは公知の事実であって、広く株主が知っている事実でありますから、そのことをもって上場基準に外れるということは、会社法で認められている株式の種類を上場基準によって狭めることですから、それは理屈の上ではおかしいことだろうと思っています。

ただし、黄金株を作り出すことによって、株を所有することを通じて持っている株主の色々な権利を制限してはならないのは当然のことだと思っています。

[【平成 17 年 11 月 22 日（火）閣議後記者会見】](#)

**Q： 大手行の中間決算が出揃い、過去最高水準の好決算でした。今回の決算についての大臣の御所見と、大手行各行の今後の課題についてお聞かせください。**

A： 1年とか半年とかとれば、確かに利益が出たことは喜ばしいことですし、それなりの経営努力、効率化、合理化ということを進めておられる証左であると思っています。

ただし、まだ過去の借金、欠損金、これは繰越欠損として残っているわけです。その額が多分 12～3兆円あると思いますが、こういうものが本当に完全に消えるまでにはまだ若干時間がかかると思うわけです。従いまして、次なる段階は、銀行の経営とは別に、財務的、或いは税制の面から言えば、繰り越しされてきている欠損金を消す時期がいつになるのか、消されて本当に配当をいつからできるのか、法人税はいつから払えるのか、或いは注入された資本がどう返還されていくのか、まだ課題は幾つも残っていると思っています。

[【平成 17 年 11 月 25 日（金）閣議後記者会見】](#)

**Q： みずほ証券が新規公開株式の売買で誤った注文を大量に出して、市場に混乱を起こしましたが、この問題についての大臣の所見と、金融庁として今後どう対応されるのかを伺います。**

A： 人のやることの誤りであのような事態が起きたということは大変残念なことですし、損失を被ったみずほ証券自体の損益を著しくマイナスの方向に持っていったということは大変残念なことです。

私としては、東京証券取引所の信頼性を維持するために、この問題が早期に決着されることを強く望んでいます。一方で、みずほ証券はみずほグループの一員ですから、決済資金について不足するということは全く心配をしていません。

本日は、東証の規則によって異常な取引ということで売買は終日停止される予定ですが、多分 13 日が株の受け渡し日だと思いますので、それまでに色々な解決策が図られると思っています。売りに出した 60 万株余のうち、その大宗の買い戻しはもう既に済んでいると思いますが、残りどれだけかはまだ判然としませんが、それについての解決が急がれるべきだと思います。

なお、どの程度の経験を持った方が端末で操作したかは別にして、人的ミスを機械的に阻止できなかったのかということは、みずほ証券自体のシステム、また多分東証側にはミスはないと思いますけれども、東証のシステムも併せて検討が必要だろうと思っています。

金融庁がまずやらなければならないのは、詳細な事実の把握で、その詳細を把握した上で、諸法令に照らしてどのようなことが必要かを判断するという手順でやっていきたいと思っています。

**【平成 17 年 12 月 9 日（金）閣議後記者会見】**

**Q： みずほ証券による株式の誤発注問題ですが、他の証券会社の自己売買部門が、誤発注の後に当該株式をかなり買い付けていることが次第に明らかになっていますが、このことについて大臣はどうお考えでしょうか。**

A： 法律上は、確かに場を通じての取引は成立していると私は認識しておりますけれども、誤発注と認識しながら、他の証券会社がその間隙を縫って、顧客の注文を取り次ぐのではなくて、自己売買部門で株を取得するということが、美しい話ではないと思っております。やはり証券会社も、また経営者は行動の美学を持つべきだろうと思っておりますし、昔ちょっといい話という話がたくさん載った本が出たことがありましたけれども、そんな本には決して載らないような話だと思っています。

**【平成 17 年 12 月 13 日（火）閣議後記者会見】**

## 【お知らせ】

### ○未公開株購入の勧誘に対する注意喚起文のホームページ掲載について

#### 1. 経緯

昨今、金融庁の金融サービス利用者相談室等に対し、「上場間近」、「値上がり確実」、「発行会社との強いコネにより入手」、「貴方だけに特別に譲渡します」などと称して未公開株の購入を勧められ、購入したものの、「発行会社に問い合わせると上場の予定はないと言われた」、「株券が届かない」といった相談等が増えています。今後、未公開株に係る悪質な勧誘等が更に増加することも考えられることから、当庁のホームページにおいて、一般投資家への注意喚起情報として、「未公開株購入の勧誘にご注意！～一般投資家への注意喚起～」を掲載しました。

#### 2. 掲載内容の概要

##### ① 無登録業者について

未公開株の販売等を行うことが出来るのは、当該未公開株の発行会社や登録を受けた証券会社に限られること。証券会社においては、日本証券業協会の自主ルールにより、グリーンシート銘柄以外の未公開株の勧誘は原則として禁止されていること（詳しくは、日本証券業協会ホームページ「未公開株の購入は慎重に！」<http://www.jsda.or.jp/html/oshirase/mikoukai.html> でご覧になれます）。また、証券業の登録の有無については、金融庁ホームページの「所管金融機関の状況」内の「[免許・登録を受けている業者一覧](#)」により確認することが出来ることを紹介しています。

##### ② トラブル相談例

[金融サービス利用者相談室](#)に寄せられたトラブル等の相談例を紹介しています。

- ・上場間近と勧誘を受け購入したが、株券が手元に届かず、不審に思い、発行会社に確認したら上場予定は全くないと言われた。
- ・未公開株の勧誘を受け、買付代金を渡したが、その後、業者と連絡がつかなくなった。
- ・未公開株購入後、名義書換えに応じてもらえず、不審に思い、発行会社に確認したら上場の予定がないことや株式に譲渡制限がついていることが分かった。

##### ③ 勧誘を受けた場合の注意事項

未公開株購入の勧誘を受けた場合の留意すべきことについて紹介しています。

- ・上場予定と偽った勧誘や発行会社自体が架空のものであるなどの詐欺的なものが多発しており注意する必要があること。
- ・発行会社自身が他の第三者と共謀して詐欺的な行為を行っている事例もあるので、少しでも不審に思った場合には取引を見合わせた方が良いこと。
- ・未公開会社が証券取引所に上場するには公募増資を行う場合が多く、この場合、証券取引法に基づく、「有価証券届出書」が内閣総理大臣に提出されるため、金融庁ホームページ『[EDINET「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」](#)』により確認（対象会社の提出書類の一覧画面に「有価証券届出書(新規公開時)」と表示）することが出来ること。
- ・未公開株は実際に上場されなければ、売買を成立させることは極めて困難であり、これを換金する方法はほとんどないこと。
- ・仮に上場決定されていたとしても、「上場間近で、値上がり確実」といった説明を鵜呑みにして未公開株を購入することは非常に危険であること。
- ・取引内容が理解できない時や取引を行うつもりのないのに執拗な勧誘を受けた時は、はっきり断ることが大切であること。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「投資を行っている方へ」から[「未公開株購入の勧誘にご注意！～一般投資家への注意喚起～」](#)にアクセスしてください。

※ また、未公開株購入の際の注意に関する情報については以下のホームページでも紹介されています。

- 日本証券業協会ホームページ「未公開株の購入は慎重に！」  
<http://www.jsda.or.jp/html/oshirase/mikoukai.html>
- 東京証券取引所ホームページ「未公開株購入についてのご注意！」  
[http://www.tse.or.jp/news/200510/051004\\_a.html](http://www.tse.or.jp/news/200510/051004_a.html)
- 東京都消費生活総合センターホームページ『本当に上場されるの？「あやしい未公開株」勧誘にご注意！！』  
[http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/s.sodan/kinkyu/k\\_jirei\\_051026.html](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/s.sodan/kinkyu/k_jirei_051026.html)

## ○「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」

### の開催について～お金活き活き、まち活き活き～ 参加者募集中

金融庁は、関東財務局、地方公共団体（千葉県）との共催により、地域の住民の方々を対象に、身近な地域社会の活動を通じて、お金の使い方を考えることの重要性について理解を深めてもらうためのシンポジウムを千葉県で開催します。

本シンポジウムは、「地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携」を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体（千葉県）への支援の一環として開催するものです。

記

#### 千葉シンポジウム

- 開催日時 平成 18 年 1 月 28 日（土）（午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分）
- 開催会場 ホテルスプリングス幕張 アネックス館B1F「スプリングスホール」  
（千葉県千葉市美浜区ひび野1丁目11番地）
- 主 催 金融庁、関東財務局、千葉県
- 後 援 内閣府、文部科学省、千葉市、金融広報中央委員会、千葉県金融広報委員会
- プログラム（予定）
  - 13:00～ 開場・受付
  - 13:30 主催者挨拶（小手川 大助 関東財務局長）
  - 13:40 基調講演（櫻田 義孝 内閣府副大臣）
  - 14:00 パネルディスカッション・プレゼンテーション
  - コーディネーター  
藤沢 久美（シンクタンク・ソフィアバンク副代表）
  - パネリスト（順不同）  
神戸 孝（FPアソシエイツ&コンサルティング(株)代表取締役）  
中原 秀登（千葉大学法経学部教授）  
板底 明（ビジョナリー・エクスプレス(株)代表取締役社長）
  - プレゼンテーター  
金融経済知識の普及活動の実践者  
金融経済知識の習得に取り組んでいる方  
地域再生計画「地域の活力・中小企業再生プラン」の実践者
  - 16:30 終了
- 定 員 300 名程度
- 応募要領  
お金の使い方や地域社会の問題に関心をお持ちの一般住民の方からの参加を募っております（参加費無料）。  
申込みにあたっては、千葉県のホームページ若しくはハガキ、FAX、E-mail により受付をします。

席に限りがありますので、申込み期限内であっても、定員になり次第、受付を締め切らせていただきます。あらかじめご了承ください。

## ○ 千葉シンポジウム

- ・ 千葉県ホームページ [http://www.pref.chiba.jp/syozoku/f\\_keishi/sinpo.html](http://www.pref.chiba.jp/syozoku/f_keishi/sinpo.html)
- ・ 参加申込みに関する問合せ先  
千葉県商工労働部経営支援課金融支援室 (TEL 043-223-2707)

## ○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】【政務官に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「大臣に質問」「副大臣に質問」「政務官に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

## ○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「月刊広報誌アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。



## 【11月の主な報道発表等】

- 1日(火) [アクセス](#) ・ 株式会社 Polaris Japan に対する行政処分 (近畿財務局長処分)
- 2日(水) [アクセス](#) ・ 松井証券株式会社に対する行政処分  
・ 第36回金融審議会金融分科会第一部会開催
- 4日(金) [アクセス](#) ・ 山形中央信用組合に対する行政処分 (東北財務局長処分)  
[アクセス](#) ・ I. T. Mフォレックス株式会社に対する行政処分 (東北財務局長処分)
- 8日(火) [アクセス](#) ・ ロイヤルトレード株式会社に対する行政処分 (福岡財務支局長処分)  
[アクセス](#) ・ 株式会社ネクサスに対する行政処分 (福岡財務支局長処分)  
[アクセス](#) ・ I F C 投資顧問株式会社に対する行政処分 (近畿財務局長処分)
- 9日(水) [アクセス](#) ・ ユニバーサル・アセット・マネジメント株式会社に対する行政処分  
(関東財務局長処分)  
[アクセス](#) ・ ジェイテック株式会社に対する行政処分 (福岡財務支局長処分)
- 10日(木) ・ 第37回金融審議会金融分科会第一部会開催  
・ 第12回企業会計審議会内部統制部会開催
- 11日(金) [アクセス](#) ・ 金融機関を装ったCD-ROMの配布事例を公表  
[アクセス](#) ・ 株式会社もみじホールディングス及び株式会社もみじ銀行の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の変更認定  
[アクセス](#) ・ 株式会社シーズ・ファイナンスに対する行政処分 (関東財務局長処分)  
[アクセス](#) ・ 株式会社徳島銀行に対する行政処分 (四国財務局長処分)  
・ 第13回企業会計審議会監査部会開催
- 14日(月) [アクセス](#) ・ 公認会計士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係内閣府令の改正(案)等の公表  
(パブリック・コメント)  
[アクセス](#) ・ T. A. M株式会社に対する行政処分 (関東財務局長処分)  
・ 第7回金融審議会金融分科会第一部会公開買付制度等WG開催
- 16日(水) [アクセス](#) ・ 楽天証券株式会社に対する行政処分  
[アクセス](#) ・ コスモエフエックス株式会社に対する行政処分 (東海財務局長処分)  
[アクセス](#) ・ 株式会社ワールドサクセスに対する行政処分 (近畿財務局長処分)  
・ 第25回金融審議会金融分科会第二部会・第12回信託に関するWG合同会合開催
- 18日(金) [アクセス](#) ・ バンコック銀行在日支店に対する行政処分  
・ 株式会社東京三菱銀行と株式会社UFJ銀行に対して合併認可書の交付
- 21日(月) [アクセス](#) ・ 日本デリックス株式会社に対する行政処分 (関東財務局長処分)  
[アクセス](#) ・ 株式会社タクミに対する行政処分 (近畿財務局長処分)
- 22日(火) [アクセス](#) ・ バーゼルⅡ第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)の実施方針を公表  
[アクセス](#) ・ 日本エフエックス株式会社に対する行政処分 (近畿財務局長処分)
- 24日(木) [アクセス](#) ・ 保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等(案)の公表 (パブリック・コメント)

- アクセス
  - ・ 主要行の平成 17 年度中間決算《速報ベース》を公表
- アクセス
  - ・ 日本フォレックス株式会社に対する行政処分（近畿財務局長処分）
  - ・ 第 38 回金融審議会金融分科会第一部会開催
  
- 25 日(金)
  - アクセス
    - ・ 平成 17 年 3 月期に係る有価証券報告書の重点審査結果の公表
  - アクセス
    - ・ 半期報告書の作成・提出に際しての留意事項の公表
  - アクセス
    - ・ タリバーン関係者等のリストの一部削除
  - アクセス
    - ・ 足利銀行の経営に関する計画の履行状況を公表
  - アクセス
    - ・ 損害保険会社の付随的な保険金の支払漏れに係る調査結果の公表
  - アクセス
    - ・ 損害保険会社 26 社に対する行政処分
  - アクセス
    - ・ 株式会社 S F C G に対する行政処分
  - アクセス
    - ・ 株式会社八十二銀行に対する行政処分（関東財務局長処分）
  - アクセス
    - ・ シー・エフ・ディ株式会社に対する行政処分（関東財務局長処分）
  - アクセス
    - ・ ビアイジ株式会社に対する行政処分（近畿財務局長処分）
  
- 28 日(月)
  - アクセス
    - ・ 銀行窓販に関する保険法令解釈事例集を公表
  
- 29 日(火)
  - アクセス
    - ・ 未公開株購入の勧誘にご注意！～一般投資家への注意喚起～を公表
  - アクセス
    - ・ 証券取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)、継続開示課徴金に関する内閣府令(仮)に対するパブリック・コメントの結果を公表
  - アクセス
    - ・ インターナショナルプランニングサービス株式会社に対する行政処分  
(関東財務局長処分)
  - ・ 第 26 回金融審議会金融分科会第二部会・第 13 回信託に関するWG 合同会合開催
  
- 30 日(水)
  - アクセス
    - ・ チューリッヒ・インシュアランス・カンパニーに対する行政処分
  - アクセス
    - ・ 全国青果物商業協同組合連合会に対する行政処分（関東財務局長処分）
  - アクセス
    - ・ 株式会社オトワードに対する行政処分（関東財務局長処分）
  - アクセス
    - ・ 株式会社ユー・エッチ・エーに対する行政処分（関東財務局長処分）
  - ・ 第 39 回金融審議会金融分科会第一部会開催

※ アクセス マークのある項目につきましては、アクセス から公表された内容にアクセスできます。